金融先物取引法施行令(平成元年政令第五十三号)

為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第第三条 法第二条第八項第二号に規定する政令で定めるものは、外国(有価証券、預金契約に基づく債権その他の政令で定めるもの)	解除する行為とする。 「差金の授受により決済する取引」 解除する行為とする。 解除する行為とする。 解除する行為とする。 解除する行為とする。 解除する行為とする。 解除する行為とする。 解除する行為とする。 解除する行為とする。	(店頭金融先物取引から除かれる取引)  「信頭金融先物取引から除かれる取引」 「店頭金融先物取引から除かれる取引」 「店頭金融先物取引から除かれる取引」 「店頭金融先物取引から除かれる取引」 「店頭金融先物取引から除かれる取引」 「店頭金融先物取引から除かれる取引」 「店頭金融先物取引から除かれる取引」 「店頭金融先物取引から除かれる取引」	改正案
の政令で定めるものは、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法第一条 金融先物取引法(以下「法」という。)第二条第一項第二号(有価証券、預金契約に基づく債権その他の政令で定めるもの)	(新設)	新設	現行

及び貸借 び同法第六条第一項第十三号に規定する債権 金証書その他の証券又は証書に該当する証券及び証書に限る。)及 六十号)第二条第二項に規定する財務省令で定める譲渡性預金の預 る貨物の貸借を除く。)により生ずる金銭債権に限る。)とする。 項第七号に規定する支払手段 利札及び利札引換券並びに外国為替令 同項第十一号に規定する証券 (同項第十号に規定する貴金属及び同項第十五号に規定す (出資の持分、抵当証券、 (為替手形及び約束手形に限る。 (昭和五十五年政令第二百 (定期預金、 利潤証券 保険証券

第四条 間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の 貨の価格、 類似する取引であって、 数値の差に基づい く。)とする。 商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者 て算出される金銭の授受を約する取引又はこれに 内閣府令で定めるもの (金融先物取引を除

(金融先物債務引受業に係る対象取引)

法第二条第十四項に規定する政令で定める取引は、 金利、 通

第五条 略

(削る)

律第二百二十八号)第六条第一項第七号に規定する支払手段 属及び同項第十五号に規定する貨物の貸借を除く。)により生ずる る債権(定期預金、 省令で定める譲渡性預金の預金証書その他の証券又は証書に該当す の持分、 手形及び約束手形に限る。)、同項第十一号に規定する証券 金銭債権に限る。)とする。 る証券及び証書に限る。)及び同法第六条第一項第十三号に規定す 令 (昭和五十五年政令第二百六十号)第二条第二項に規定する財務 抵当証券、 保険証券及び貸借(同項第十号に規定する貴金 利潤証券、 利札及び利札引換券並びに外国為替 (出資 (為替

(法第二条第十四項に規定する政令で定める取引)

第 標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこ 事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指 等及び店頭金融先物取引を除く。 れに類似する取引であって、 条の二 通貨の価格、 法第二条第十四項に規定する政令で定める取引は、 商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当 内閣府令で定めるもの ) とする。 (金融先物取引 金利

第 条の三 略

(法第十九条第五号に規定する政令で定める使用人)

第 、法第五条第一項第四号に規定する会員等をいう。 法第十九条第五号に規定する政令で定める使用人は、 以下同じ。

### (特別の関係)

| 第六条 | 法第三十四条の二十第五項第二号 (法第三十四条の二十の二 | 第二項、第三十四条の三十三及び第三十四条の五十一において準用 | 第二項、第三十四条の二十第五項第二号 (法第三十四条の二十の二 | 1

一 共同で株式会社金融先物取引所(法第三十四条の五十一におい一 共同で株式会社金融先物取引所の対象議決権を行使することを合意している者(以下この条において同じ。)を文に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。)を文に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。)を文に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。)を文に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。)の関係

## 二~四 (略)

## 2~4 (略)

第七条 法第四十四条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に(金融先物市場の相場を利用して行う店頭金融先物取引の当事者)

掲げる者とする。

れに準ずる者として内閣府令で定めるものとする。になろうとする者の営業所又は事務所の業務を統括する者その他こなろうとする者の使用人で、取引所金融先物取引に関し当該会員等

### (特別の関係)

る特別の関係は、次に掲げる関係とする。 第二条の二 法第三十四条の二十第五項第二号に規定する政令で定め

の条において「共同保有者」という。)の関係の条において「共同保有者」という。)の関係に同じ。)を取得し、若しくは保有し、又は当該株式会社金融先に制定する対象議決権をいう。以下この号におい共同で株式会社金融先物取引所の対象議決権(法第三十四条の共同で株式会社金融先物取引所の対象議決権(法第三十四条の

## 二~四 (略)

2~4 (略)

## (店頭金融先物取引の当事者)

定する銀行、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一で準用する法第六十九条第一項及び第二項並びに法第七十四条に規第二条の三 法第四十四条の三第一項並びに同条第二項の規定におい

金融先物取引業者(次号から第十号までに掲げる者を除く。

(略)

三 律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社 定する証券会社及び外国証券業者に関する法律 証券取引法 (昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規 (昭和四十六年法

四 ~ 十 (略)

(削る)

とする。 九項に規定する証券会社その他の政令で定める者は、次に掲げる者

(新設)

二 証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者 に関する法律 (略) (昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定す

三 { 九

る外国証券会社

る方法) (店頭金融先物取引契約の受託契約に係る情報通信の技術を利用す

は電磁的方法による承諾を得なければならない。 第一 供しようとするときは、 準用する法第六十九条第二項の規定により同項に規定する事項を提 一条の四 おいて「電磁的方法」という。 当該顧客に対し、 前条に規定する者は、 その用いる同項に規定する方法 内閣府令で定めるところにより、 法第四十四条の三第二 の種類及び内容を示し (以下この条 一項において あらかじ 書面又

2 出があったときは、 書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申 法によってしてはならない。 いて準用する法第六十九条第一 よる承諾をした場合は、 前項の規定による承諾を得た前条に規定する者は、 当該顧客に対し、 この限りでない。 ただし、 一項に規定する事項の提供を電磁的方 法第四十四条の三第二項にお 当該顧客が再び前項の規定に 当該顧客から

(金融先物取引業者の最低資本の額等) <ul> <li>(金融先物取引業者の最低資本の額等)</li> <li>(金融先物取引業者の最低資本の額等)</li> <li>(金融先物取引業者の最低資本の額等)</li> </ul> <ul> <li>(金融先物取引業者の最低資本の額等)</li> </ul>	(削る)	(削る)	第八条(略)
(新設) (新設)	9  第四条 法第六十五条の政令で定める手数料の額は、七万千円とする (手数料)	あるのは「法第五十八条第一項第二号」と読み替えるものとする。第三条 第二条の規定は、法第五十八条第一項第三号に規定する政令において、第二条中「で定める使用人について準用する。この場合において、第二条中「会員等になろうとする者の使用人」とあるのは「法第五十六条の許可を受けようとする者の使用人」とあるのは「法第五十六条の許るのは「金融先物取引業」と、「当該会員等になろうとする者」とあるのは「金融先物取引業」と、「当該会員等になろうとする者」とあるのは「法第五十八条第一項第三号に規定する政令で定める使用人」と	第二条の五(略)

	2 前項の「支配株主等」とは、会社の総株主又は総社員の議決権の
	二 前号に掲げる者以外の者 同号イ又はロに掲げる者との関係
	ホーその支配株主等の他の被支配会社
	ニーその支配株主等
	ハーその被支配会社
	ローその配偶者
	おいて「共同保有者」という。)
	権をその者と共同で行使することを合意している者(第三項に
	イ 当該対象議決権をその者と共同で保有し、又は当該対象議決
	象議決権を保有している者、次に掲げる者との関係
	当該対象議決権を保有している者又はその被支配会社が当該対
	れぞれ当該各号に定める関係とする。
	を保有しているとみなされる者の次の各号に掲げる区分に応じ、そ
	第二項に規定する対象議決権をいう。以下この項において同じ。)
	関係は、同項の規定により同号に定める対象議決権(法第五十九条
(新設)	第十一条 法第五十九条第四項第二号に規定する政令で定める特別の
	(特別の関係)
	に相当する外国の法令を執行する当局をいう。
	法令を執行する当局は、同項第七号に規定する法律(法を除く。)
(新設)	第十条 法第五十九条第一項第十二号に規定する政令で定める外国の
	(外国の法令を執行する当局)

配株主等を当該他の会社の支配株主等と、それぞれみなす。 「日分の五十を超える議決権を保有されている会社をいう。この場合 において、支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株 において、支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株 において、支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株 において、支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株 において、支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株 において、方配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株 において、方配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株 において、方配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株 においる。この場合 において、方配株主等とその被支配をはいい、同項の「被支 において、方配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株 において、方配株主等とその被支配株主等の被支配会社をいう。この場合 において、方配株主等と、それぞれみなす。

3 第一項の保有しているとみなされる者と共同保有者が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該みなされる者を当該会社の支配株主等(前程を当該みなされる者の被支配会社(前項に規定する被支配会社をいう。次項において同じ。)と、当該会社を当該分なされる者の被支配会社(前項に規定する被支配会社を制定。)と、当該会に規定する支配株主等をいう。次項において同じ。)と、当該会社を当該の議決権の百分の五十を超える議決権を保有が合わせて会

和みなして、第一項の規定を適用する。 当該会社の支配株主等と、当該会社を当該者の被支配会社とそれぞ 超える議決権を保有している者がある場合には、当該者をそれぞれ を保有している者がある場合には、当該者をそれぞれ

(その他の兼業業務)

第十二条 法第六十五条第一項第十三号に規定する政令で定める業務

は、次に掲げる業務とする。

有価証券に係る投資顧問業の規制に関する法律(昭和六十一年

(新設)

第十三条 掲げるものとする。 (金融先物取引等の受託契約に係る情報通信の技術を利用する方法 (顧客の判断に影響を及ぼす重要事項) 資産保管会社の業務 他の保証金の料率 号の取引にあっては、売付けの価格と買付けの価格に相当するも 外の法令の規定により行うことができる業務 う保険会社若しくは外国保険会社等が当該各号に規定する法律以 定する業務を行う金融機関又は同項第十一号に規定する業務を行 四項に規定する投資一任契約に係る業務 のとして内閣府令で定める事項) の売付けの価格と買付けの価格 項に規定する投資法人資産運用業又は同条第二十六項に規定する 法律第七十四号) 十八号)第二条第十六項に規定する投資信託委託業、 投資信託及び投資法人に関する法律 店頭金融先物取引につき、 顧客が金融先物取引の受託等に関し預託すべき委託証拠金その 法第六十五条第一項第二号及び同項第四号から第十号までに規 法第六十八条第五号に規定する政令で定めるものは、 第二条第二 一項に規定する投資顧問業又は同条第 金融先物取引業者が表示する通貨等 (法第二条第四項第二号又は第三 とに差があるときは、 (昭和二十六年法律第百九 同条第十七 その旨 次に (新設) (金融先物取引等の受託契約に係る情報通信の技術を利用する方法

	項を掲載する日刊新聞紙に掲載しなければならない。
(新設)	第十五条 法第七十九条第三項の規定による公告は、時事に関する事
	(事業報告書の公告)
顧客が再び前項の規定による	客が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
る事項の提供を電磁的方法に	事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該顧
出があったときは、当該顧客	出があったときは、当該顧客に対し、法第七十条第二項に規定する
書面又は電磁的方法により電	書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申
2 前項の規定による承諾を得	2 前項の規定による承諾を得た金融先物取引業者は、当該顧客から
法による承諾を得なければな	る承諾を得なければならない。
電磁的方法」という。)の種	方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法によ
客に対し、その用いる同項に	し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的
するときは、内閣府令で定め	きは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該顧客に対
)の規定により法第六十九条	規定により法第七十条第二項に規定する事項を提供しようとすると
条第二項において準用する場	二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の
第四条の二 金融先物取引業者	第十四条 金融先物取引業者は、法第七十条第二項 (法第七十一条第

法による承諾を得なければならない。

法による承諾を得なければならない。

法による承諾を得なければならない。

法による承諾を得なければならない。

法による承諾を得なければならない。

法による承諾を得なければならない。

法による承諾を得なければならない。

法による承諾を得なければならない。

法による承諾を得なければならない。

答が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該があったときは、当該顧客に対し、法第六十九条第二項に規定す面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申前項の規定による承諾を得た金融先物取引業者は、当該顧客から

2

関する事項として内閣府令で定めるものとする。

項に規定する自己資本規制比率その他の業務及び財産の状況に

業務の種類及びその概要

法第八十二条

法第八十条に規定する政令で定める期間は、

毎事業年度終了の日

第一第一

項各号に掲げる事項、

(業務及び財産の状況に関する事項及び経過期間)

法第八十条に規定する政令で定めるものは、

協同組織金融機関にあっては通常総会 この項において同じ。 業年度の決算についての定時総会 以後三月間とする。 から二週間を経過した日までの間とする。 は定時社員総会 通常総代会) (総代会を設けているときは、 法第五十六条第四号に規定する相互会社にあって ただし が招集された場合には 当該期間の末日以前 (法第五十六条第三号に規定する (総代会を設けているときは 定時総代会) 当該定時総会の日 一週間· 内に当該事

## (国内に保有すべき資産)

分とする。 分とする。 分とする。 かとされている財産の価額並びに法第八十一条第一項の規定により他の保証金の額及び同条第二項の規定により管理しなければならな他の保証金の額及び同条第二項の規定により管理しなければならながとされている財産の価額並びに法第八十一条第一項に規定する委託証拠金その分とする。 分とする。

## (国内に保有すべき資産)

まする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とされている財産の価額並びに法第八十二条第一項の規定により積 とされている財産の価額並びに法第八十二条第一項の規定により積 とされている財産の価額並びに法第八十二条第一項に規定する委託証拠金その他 第五条 法第八十三条に規定する金融先物取引業者の資産のうち政令

## (外国法人である金融先物取引業者に関する特例)

(削る)

第六条 法第八十四条の規定による外国の法令に準拠して設立された第六条 法第八十四条の規定による外国の法令に準拠して設立された第六条 法第八十四条の規定による外国の法令に準拠して設立された

法人の役員	法人を代表	第六十四条第
る営業所又は事務所許可申請者及びその国内におけ	許可申請者	第五十九条第
おける営業所又は事務所の業務当該許可申請者及びその国内に	該業務の当	
る営業所又は事務所計可申請者及びその国内におけ	許可申請者	第五十九条第
氏名並びに	及びの氏名	
の名称及び所在地国内における営業所又は事務所	地及び所在常年の名	一項第二号 一項第二号
読み替える字句	読み替えら	の規定

新川る代表者   おける代表者   国内における営業所若しくは事	役員	二項第七十九条第
次月(外国法人である金融先物 取引業者が、その本国の商業帳 ないと認められる場合には、内 ないと認められる場合には、内 ないと認められる場合には、内 ないと認められる場合には、内 ないと認められる場合には、内	三月	
に係る事業報告書国内における営業所又は事務所	事業報告書	第七十六条
国内における営業所又は事務所	事務所営業所又は	第六十六条第
法人の役員	法人を代表	一項第四号

肖
7

### (削る)

# (外国法人である金融先物取引業者に関する特例)

第十八条

者に対する法第七十九条第 関する特例及び法の規定の適用に当たっての技術的読替えは、 項に規定する事業報告書の提出期限に 次の

の規定

### 表のとおりとする。 第五十七条第 読み替える法 項第二号 法第九十四条の規定による外国法人である金融先物取引業 は、 れる字句 読み替えら 社にあつて 額 は出資の総 資本の額又 (相互会 基金の 金額を表示するものがある場合 ち国内に持ち込むものの額 資本の額又は出資の総額及び資 れらのうちに外国通貨をもつて 本又は出資に対応する資産のう 読み替える字句 第六条の二 (新設) 金利、 はこれに類似する取引であって、 該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又 め当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当 取引等及び店頭金融先物取引を除く。 (法第九十条の六第一項に規定する政令で定める取引) 通貨の価格、 法第九十条の六第 商品の価格その他の指標の数値としてあらかじ 一項に規定する政令で定める取引は、 内閣府令で定めるもの

(金融先物

第六十五条第	第五十九条第	第五十七条第	第五十七条第	第五十七条第	
金融先物取	他に行って	の管理方法	とき 行っている	地	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
金融先物取引業者は、国内にお	において他に行つている事業国内における営業所又は事務所	における損失の危険の管理方法国内における営業所又は事務所	とき と	回内における営業所又は事務所	には、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十人号)第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場により本邦通貨に換算

第七十九条第		一項 第七十九条第	第六十六条第	項二項及び第五
関する報告	三月	事業報告書	事務所営業所又は	引業者は、
報告書の米況に関する国内における営業所又は事務所	六月(外国法人である金融先物 東引業者が、その本国の商業帳 ないと認められる場合には、内 はいと認められる場合には、内 ないと認められる場合には、内 ないと認められる場合には、内 を融庁長官の承認を受けた期間 )	報告書 において行う事業に関する事業 国内における営業所又は事務所	国内における営業所又は事務所	ける営業所又は事務所において

四号 第八十三条第	三項第八十二条第		第八十条	
き。 を行つたと を行ったと	務所又は事	務所 又は事	関する事項	書
国内において破産手続開始、再 生手続開始、更生手続開始又は 整理開始の申立てを行つたとき 、又は本店若しくは主たる事務 所の所在する国において当該国 の法令に基づき同種類の申立て を行つたとき。	は事務所国内におけるすべての営業所又	は事務所国内におけるすべての営業所又	事項の業務及び財産の状況に関する国内における営業所又は事務所	

	一項第四号		一項第三号	一項第二号 第八十四条第
その清算人	とき。 おり の 理由によ 外 を した とき。 おり の 理由によ かり の 理由によ かり の 理由によ かり がった かり	財人の破産管	破産手続開 おり解散し たとき。	法人を代表
て清算人に相当する者 たる事務所の所在する国においたる事務所の所在する国におい	合併及び破産手続開始の決定以 外の理由により解散したとき( の清算を開始したときを含む。 の清算を開始したときを含む。	いて破産管財人に相当する者その破産管財人又は当該国にお	国内において破産手続開始の決定を受けたとき、又は本店若し において当該国の法令に基づき において当該国の法令に基づき したとき。	法人の役員

<b>第九十五条第</b>	三項 第八十四条第
代 表 者	務所 業所 又は事
国内における代表者	は事務所国内におけるすべての営業所又

2

のは、 代会を設けているときは、 国内における営業所又は事務所に備え置き、 八十条に規定する説明書類をその事業年度終了の日以後六月以内に 定する相互会社にあっては定時社員総会 日以前二週間内に当該事業年度の決算についての定時総会 十六条第三号に規定する協同組織金融機関にあっては通常総会 できないと認められる場合には 適用につ 金融庁長官の承認を受けた期間」とする。 外国法人である金融先物取引業者に対する第十六条第二 その 定時総代会) 当該定時総会の日から二週間を経過した日までの間」とある 「六月間とする。 本国の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行により、 いては、 同項中 以下この項において同じ。 ただし、 通常総代会) 「三月間とする。 外国法人である金融先物取引業者 内閣府令で定めるところにより (総代会を設けているとき 法第五十六条第四号に規 公衆の縦覧に供すこと ただし、 が招集された場合 当該期間の末 一項の規定 (法第五

<ul><li>二 法第三十四条の三十四第一項及び第三項ただし書の規定による 第二十一条 法第百四十五条第一項に規定する政令で定めるものは、 次に掲げるものとする。</li><li>(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)</li></ul>	いて協議を行うものとする。   (協議)   (協議)	第九十五条第一項に規定する外務員をいう。以下同じ。) 一人につき三千円を超えない範囲内において実費を勘案して内閣府令で定める額とする。 (平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に (平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に 規定する電子情報処理組織を使用して法第九十五条第一項の登録の 申請をするときは、内閣府令で定めるところにより、現金をもってすることができる。	第十九条 法第百二条第一項の規定による登録手数料は、外務員(法(登録手数料)
二 法第三十四条の三十四第一項及び第三項ただし書の規定による第七条 法第九十二条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲第七条 法第九十二条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲	(新設)		(新設)

能上

よる法第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書の認可の取三 法第三十四条の四十七及び第三十四条の四十九第一項の規定に

による法第三条の免許の取消し 法第五十一条及び第五十三条第一項 (第三号を除く。) の

規定

兀

五 法第五十五条の二第一項の規定による認可

第五十五条の二第一項の認可の取消し、法第五十五条の七及び第五十五条の十一第一項の規定による法

七 法第百十五条の規定による免許及び法第百三十五条第一項の規

定による承認

規定による法第百三十五条第一項の承認の取消し免許の取消し並びに法第百三十三条第二項及び法第百三十六条の人。法第百三十三条第一項及び第二項の規定による法第百十五条の人。

による通知十四号、第十八号、第十九号、第二十一号及び第二十二号の規定九 法第百四十一条第一項第一号、第六号、第十号、第十二号、第

(削る)

よる法第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書の認可の取一 法第三十四条の四十七及び第三十四条の四十九第一項の規定に

の免許の取消し法第五十三条第一項(第三号を除く。)の規定による法第三条

法第五十五条の二第一項の規定による認可

Ŧī.

第五十五条の二第一項の認可の取消し 法第五十五条の七及び第五十五条の十一第一項の規定による法

項の規定による承認七 法第九十条の二の規定による免許及び法第九十条の二十一第

号、 の規定による通知 二の免許の取消し並びに法第九十条の十九第二項及び法第九十条 の二十二の規定による法第九十条の二十一第一項の承認の取消し 法第九十 法第九十条の十九第 第十四号、 一条の三の三第 第十八号、 一項及び第二項の規定による法第九十条の 第十九号、 項第一号、 第二十一号及び第二十二号 第六号、 第十号、 第十二

(金融先物取引所等に関する権限の財務局長等への委任

は、 第 引業協会に係るものにあってはその主たる事務所の所在地を管轄す はその主たる営業所又は事務所の所在地を、 合にあっては、 る財務局長(これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場 係るものにあってはその国内における代表者の住所を、 金融先物取引所参加者並びに金融先物取引業者に係るものにあって げるものは、 号から第三号まで、 法第三十四条の四十八第 金融庁長官が自ら行うことを妨げない。 金融先物取引所又は金融先物取引所持株会社の子会社、 金融先物取引所及びその会員等、 福岡財務支局長) 第八号、 一項の規定による報告及び資料の徴収 第九号及び第十三号に掲げる権限 に委任するものとする。 外国金融先物取引所に 金融先物取引所持株 金融先物取 ただし、

並びに立入検査及び質問 法第三十四条の四十八第一項の規定による報告及び資料の徴収

入検査及び質問 一 法第五十二条第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに立

に立入検査及び質問<br />
三 法第五十五条の十第一項の規定による報告及び資料の徴収並び

による許可の有効期間の更新 による許可及び法第六十一条第一項の規定 四 法第五十六条の規定による許可及び法第六十一条第一項の規定

☆ 合を含む。)及び第七十六条の規定による書類の受理並びに法第一でを含む。)の規定による前号に掲げる許可又は許可の有効期間の更新の条件の付加及びこれの変更☆ 法第五十七条第一項(法第六十一条第二項において準用する場面)

六十三条及び第六十四条第 項の規定による届出の受理

法第六十二条の規定による認可

八七 入検査及び質問 法第七十七条第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに立

法第七十七条第二項の規定による報告及び資料の徴収

法第七十八条、

第七十九条及び第八十三条の規定による命令

法第七十九条第一項の規定による許可の取消し及び業務の全

部又は一部の停止の命令

法第八十二条第二 |項の規定による承認

入検査及び質問 法第九十条第 項の規定による報告及び資料の徴収並びに立

十四四 条の規定による処分に係るものを除く。 法第九十一条の規定による公告 (法第五十三条及び第五十四

2 ものについては、 代表者の住所を除く。 る権限で金融先物取引所及びその会員等、 金融先物取引所の国内における事務所その他の施設 主たる営業所若しくは事務所以外の営業所若しくは事務所又は外国 先物取引所参加者、 前項第一号から第三号まで、 金融先物取引所又は金融先物取引所持株会社の子会社、 当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長 同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほ 金融先物取引業者並びに金融先物取引業協会の 以下 「従たる営業所等」という。) 第八号、第九号及び第十三号に掲げ 金融先物取引所持株会社 (国内における (当該所在地 に関する 外国金融

が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、

福岡財務支局

(削る)

)も行うことができる。

- の指定するものについては、適用しない。 4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官
- のとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。 5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するも
- の規定を適用する。 の規定を適用する。 の規定を適用する。 の規定を適用する。 の規定を適用する。 の規定を適用する。 の規定を適用する。 の規定を適用する。 の規定を適用する。 の規定を適用する。

(金融先物取引所等の株主に関する権限の財務局長等への委任)

定する居住者をいう。)である対象議決権保有者(法第三十四条のは、居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規に権限及びこの政令による金融庁長官の権限のうち次に掲げるもの第八条の二 法第九十二条第一項の規定により金融庁長官に委任され

金融庁長官が自ら行うことを妨げない。 管轄区域内にある場合にあっては、 っては関東財務局長に委任する。 をいう。)である対象議決権保有者又は主要株主に関するものにあ 住所又は居所) 対象議決権保有者又は当該主要株主が個人の場合にあっては、 有者又は当該主要株主の本店若しくは主たる事務所の所在地 又は法第三十四条の四十二第一 十八に規定する対象議決権保有者をいう。 この条において同じ。) 一 十 の 一 (外国為替及び外国貿易法第六条第一 又は主要株主 第 項に規定する対象議決権保有者又は法第三十四条の三 を管轄する財務局長 (法第三十四条の三十第 に関するものにあっては当該対象議決権保 項に規定する主要株主をいう。 ただし、 福岡財務支局長) (当該所在地が福岡財務支局の 項第六号に規定する非居住者 以下この条において同じ 第一 一項に規定する主要株主 一号に掲げる権限は、 に、 非居住者 ( 当 該 その

一 法第三十四条の二十の二第一項及び第三十四条の三十八の規定

による届出の受理

- よる報告及び資料の徴収並びに立入検査及び質問三十四条の三十九第一項及び第三十四条の四十二第一項の規定に三十四条の三十九第一項及び第三十四条の三十第一項、第二十四条の三十第一項、第二十四条の三十第一項、第
- 所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域別定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の関定におり、一位たる事務所」という。)に関するものについては、前項に関株主の本店若しくは主たる事務所以外の事務所(以下この項におり、前項第二号に掲げる権限で居住者である対象議決権保有者又は主

(金融先物取引所に関する権限の財務局長等への委任)

(新設)

第 い。 という。 委任する。 財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、 る事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長 という。) 十五条第二項の規定により証券取引等監視委員会(以下 れた権限及びこの政令による金融庁長官の権限 十二条 に委任されたものを除く。 のうち法第五十二条第 法第百四十五条第一項の規定により金融庁長官に委任さ ただし、 金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げな 項の規定による権限 は、 金融先物取引所の主た 福岡財務支局長)に (以 下 (当該所在地が福岡 「長官権限 (法第百四 「委員会」

2 ては、 事務所以外の事務所若しくは支店その他の本店以外の営業所、 務局長 福岡財務支局長のほか、 をいう。 金融先物取引所の会員等 て同じ。 一第二項に規定する子会社をいう。)をいう。 項に規定する権限で従たる事務所等 福岡財務支局長) (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっ 以下同じ。 に関するものについては、 又は当該金融先物取引所の子会社 も行うことができる。 当該従たる事務所等の所在地を管轄する財 (法第五条第 前項に規定する財務局長又は 項第四号に規定する会員等 (金融先物取引所の主たる 以下この条におい (法第九条 当該

3

前項の規定により従たる事務所等に対して報告及び資料の徴収並

(以下この項において「検査等」という。

びに立入検査及び質問

査等を行うことができる。
査等を行うことができる。
では本店又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所若しくは本店又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該金融先物取引所の主

(金融先物取引所等の株主に関する権限の財務局長等への委任)

の場合にあっては、 び外国貿易法第六条第 金融庁長官が自ら行うことを妨げない。 住者をいう。 務支局長) 所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、 っては関東財務局長に委任する。 は当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地 一十七条第一項及び第四項において同じ。 一十三条 に、 長官権限のうち次に掲げるものは、 第二十七条第 非居住者 その住所又は居所) 項第五号前段に規定する居住者をいう。 (同法第六条第一項第六号に規定する非居 項において同じ。 ただし を管轄する財務局長 第二号に掲げる権限は、 に関するものにあって 居住者 (当該居住者が個人 に関するものにあ (外国為替及 福岡財 (当該

(新設)

よる報告及び資料の徴収並びに立入検査及び質問三十四条の三十九第一項及び第三十四条の四十二第一項の規定に法第三十四条の二十の三第一項、第三十四条の三十第一項、第

による対象議決権保有届出書の受理

法第三十四条の二十の一

一第

項及び第三十四条の三十八の規定

2

前項第二号に掲げる権限で居住者の本店又は主たる事務所以外の

事務所(以下この項において「従たる事務所」という。)に関する事務所(以下この項において「従たる事務所」という。)に関する

(金融先物取引所持株会社に関する権限の財務局長等への委任)

権限を行うことを妨げない。
は、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあって局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあって は、金融先物取引所持株会社の本店の所在地を管轄する財務 る権限は、金融先物取引所持株会社の本店の所在地を管轄する財務 見工十四条 長官権限のうち法第三十四条の四十八第一項の規定によ

2 前項に規定する権限で従たる営業所等(金融先物取引所持株会社権限を行うことを妨げない。

の本店以外の営業所又は当該金融先物取引所持株会社の子会社

法

財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地この条において同じ。)に関するものについては、前項に規定する第三十四条の二十第四項に規定する子会社をいう。)をいう。以下

る場合にあっては、福岡財務支局長)も行うことができる。を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあ

会社の本店又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対してを行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融先物取引所持株を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融先物取引所持株のに立入検査及び質問(以下この項において「検査等」という。)

(新設)

外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。検査等の必要を認めたときは、当該本店又は当該従たる営業所等以

(外国金融先物取引所に関する権限の財務局長等への委任)

自らその権限を行うことを妨げない。 にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が は、外国金融先物取引所の国内における代表者の住所を管 にあっては、福岡財務支局長)に委任する。 にあっては、福岡財務支局長)に委任する。 は、外国金融先物取引所の国内における代表者の住所を管 にあっては、福岡財務支局長)に委任する。 を で で で で で にあっては、福岡財務支局長)に委任する。 にあっては、福岡財務支局長)に委任する。 にあっては、福岡財務支局長)に委任する。 にあっては、福岡財務支局長)に委任する。 にあっては、福岡財務支局長)に委任する。 にあっては、金融庁長官が にあっては、福岡財務支局長)に委任する。 にあっては、福岡財務支局長)に委任する。 にあっては、福岡財務支局長)に委任する。 にあっては、福岡財務支局長)に委任する。 にあっては、福岡財務支局を にあっては、福岡財務支局長)に委任する。 にあっては、福岡財務支局を にある場合 は、第二項の規定による権

(新設)

2 局の管轄区域内にある場合にあっては、 ける事務所 とができる。 該事務所等の所在地を管轄する財務局長 融先物取引所参加者をいう。 物取引所参加者 ついては、 て同じ。 前項に規定する権限で事務所等 前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、 (国内における代表者の住所を除く。 をいう。 (法第五十五条の四第一 以下この条において同じ。 以下この条及び第二十九条第三項にお (外国金融先物取引所の国内にお 項第六号に規定する外国金 福岡財務支局長)も行うこ (当該所在地が福岡財務支 又は外国金融先 に関するものに 当

3

前項の規定により事務所等に対して報告及び資料の徴収並びに立

における代表者、

当該事務所等以外の国内における事務所又は外国

当該外国金融先物取引所の国内

た財務局長又は福岡財務支局長は、

入検査及び質問

(以下この項において

「検査等」

という。

を行っ

0.0

おける代表者等に対し 金融先物取引所参加者 という。 に対して検査等の必要を認めたときは (以下この項において 検査等を行うことができる。 「国内における代表者 当該国内に

金融先物取引業者等に関する権限の財務局 長等 への委任)

第 おいて 岡財務支局長) 当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、 取引業者の主たる営業所又は事務所 おける主たる営業所又は事務所。 一十六条 「主たる営業所」という。 長官権限のうち次に掲げるものは、 に委任する。 以下この条から第一 の所在地を管轄する財務局長 (外国法人については、 申請者及び金融先物 二十八条までに 国内に

(新設)

三二一 法第五十七条第 項の規定による登録申請書の受理

法第五十八条第 項及び第六十条第二項の規定による登録

兀 法第五十八条第三項の規定による金融先物取引業者登録簿の縦

二項及び第五十九条第六項の規定による通知

法第五十八条第二

五. 法第五十九条第 項の規定による登録の 拒否

法第八十九条の規定による登録の抹消

六

2 所の所在地を管轄する財務局長 取引業者に係るものを除く。 長官権限のうち次に掲げるもの は、 (当該所在地が福岡財務支局の管轄 (金融庁長官の指定する金融先物 金融先物取引業者の主たる営業

域内にある場合にあっては、

福岡財務支局長)

に委任する。

ただ

第五号及び第六号に掲げる権限は、

金融庁長官が自ら行うこと

## を妨げない。

- 三条第三項及び第四項の規定による承認二条第二項及び第四項の規定による承認二項ただし書並びに第九十二条第二項ただし書並びに第九十二
- 項の規定による報告書の受理三年の規定による事業報告書及び同三年を第七十九条第一項及び第二項の規定による事業報告書及び同
- 任されたものを除く。)

  入検査及び質問(法第百四十五条第二項の規定により委員会に委
  入検査及び質問(法第百四十五条第二項の規定による報告及び資料の徴収並びに立
- 四十五条第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)六 法第八十五条第三項の規定による報告及び資料の徴収(法第百
- 処分に係るものに限る。) 法第百三十七条の規定による公告(法第八十七条の規定による

法第八十六条から第八十八条までの規定による処分

七

3

て同じ。)に関するものについては、同項に規定する財務局長又はいいは、国内における主たる営業所以外の営業所又は事務所(外国法人に取引業者の主たる営業所以外の営業所若しくは事務所(外国法人に取引業五号及び第六号に掲げる権限で従たる営業所等(金融先物前項第五号及び第六号に掲げる権限で従たる営業所等(金融先物

ては、福岡財務支局長)も行うことができる。務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっする者が個人の場合にあっては、その住所又は居所)を管轄する財団財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地(当該取引を

- 4 轄区域内にある場合にあっては、 所又は居所) 金融先物取引業者と取引をする者が個人の場合にあっては、 所等に関するものについては、 号及び第六号に掲げる権限で、 一項の金融庁長官の指定する金融先物取引業者に係る同項第五 金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。 を管轄する財務局長 当該従たる営業所等の所在地 当該金融先物取引業者の従たる営業 福岡財務支局長) (当該所在地が福岡財務支局の管 に委任する。 その住 ( 当 該
- 5 前二項の規定により従たる営業所等に対し、検査等を行うことができして検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所又は当該従たして検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対る。
- ものとする。これを取り消したときも、同様とする。 金融庁長官は、第二項の指定をした場合には、その旨を告示する
- 当該事務に係る権限を除く。)は、外務員の所属する金融先物取引規定による登録事務を金融先物取引業協会に行わせる場合における 長官権限のうち次に掲げるもの(法第百一条第一項又は第二項の

岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福

一法第九十五条第三項の規定による登録申請書の受理

に委任する。

- 一 法第九十五条第五項の規定による登録
- 定による通知 | 定による通知 | 法第九十五条第六項において準用する法第五十八条第二項の規
- 五 法第九十六条第二項において準用する法第五十四 法第九十六条第一項の規定による登録の拒否
- 、 法第九十八条の規定による届出の受理 定による通知 定による通知 は第九十六条第二項において準用する法第五十九条第六項の規

(金融先物取引業者等の主要株主に関する権限の財務局長等への委人) 法第百条の規定による登録の抹消

第二十七条 任 局長に委任する。 者が個人の場合にあっては、 ら行うことを妨げない。 にあっては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地 福岡財務支局長) (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては 長官権限のうち次に掲げるものは、 ただし 非居住者に関するものにあっては関東財務 第三号に掲げる権限は、 その住所又は居所) 居住者に関するもの を管轄する財務局 金融庁長官が自 (当該居住

(新設)

- む。)の規定による対象議決権保有届出書の受理一法第六十一条第一項(法第六十四条において準用する場合を含
- の規定による届出の受理 法第六十三条 (法第六十四条において準用する場合を含む。)
- 指定する金融先物取引業者に係るものを除く。)は、金融先物取引入検査及び質問

  全を含む。)の規定による命令の権限(前条第二項の金融庁長官の人検査及び質問

  三 法第八十五条第二項の規定による報告及び資料の徴収並びに立
- 合にあっては、福岡財務支局長)も行うことができる。 岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長 財務支局長のほか、金融先物取引業者の主たる営業所の所在地を管 財務支局長のほか、金融先物取引業者の主たる営業所の所在地を管 財務支局長(当該所在地が福岡財務支局長(当該所在地が福岡 産業者の主たる営業所の所在地を管
- あっては、福岡財務支局長)も行うことができる。
  法第八十五条第二項に規定する持株会社の主要株主の本店又は主たう。)に関するものについては、第一項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合については、第一項第三号に掲げる権限で居住者である金融先物取引業者又は第一項第三号に掲げる権限で居住者である金融先物取引業者又は

4

(新設)

# (金融先物取引業協会に関する権限の財務局長等への委任)

務員の所属する金融先物取引業者の主たる営業所の所在地

- 2 当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、 行うことを妨げない。 岡財務支局長) 金融先物取引業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長 十五条第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。 する外務員の所属する金融先物取引業者の主たる営業所の所在地 長官権限のうち法第百十三条第一 法第百一条第六項の規定による命令 に委任する。 ただし 項の規定による権限 金融庁長官が自らその権限を 法第九十九条各号に該当 (法第百四 ) は、
- 3 前項に規定する権限で金融先物取引業協会の主たる事務所以外の事務所(以下この条において「従たる事務所」という。)に関するが、従たる事務所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長のほが、従たる事務所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長のほけったる事務所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長のほけった。)に関する
- に立入検査及び質問(以下この項において「検査等」という。)を 4 前項の規定により従たる事務所に対して報告及び資料の徴収並び

所以外の従たる事務所に対し、検査等を行うことができる。
査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検注のた財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融先物取引業協会の

(金融庁長官の権限の委員会への委任の内容)

等の次に掲げる行為に関する法第八条の規定により定款において定等の次に掲げる行為に関する法第八条の規定により定款において定関する法第十一条第一項第六号に規定する調査に係る業務及び会員関する法第十一条第一項第六号に規定するかどうかの認定に 二十九条 法第百四十五条第二項第一号に規定する政令で定める業 第

する行為ら第七十七条まで、第百三十八条又は第百三十九条の規定に違反ら第七十七条まで、第百三十八条又は第百三十九条の規定に違反と、第四十四条、第四十七条、第四十八条第一項、第六十八条か

制限に違反する行為 法第四十五条の規定による取引所金融先物取引又はその受託の

三 (略)

。)、第四十五条、第四十七条、第四十八条第一項、第百三十八条第四十四条(法第四十四条の三第二項において準用する場合を含む2 法第百四十五条第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法

(金融庁長官の権限の委員会への委任の内容)

に掲げる行為に関する法第八条の規定により定款において定められ法第十一条第一項第六号に規定する調査に係る業務及び会員等の次会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する第九条 法第九十二条第二項第一号に規定する政令で定める業務は、

まで、第九十一条の二又は第九十一条の三の規定に違反する行為一 法第四十四条、第四十七条第一項、第六十八条から第七十四条た同条に規定する措置に係る業務とする。

でする行為 一 法第四十五条の規定による取引所金融先物取引若しくはその受 一 法第四十五条の規定による取引所金融先物取引若しくはその受

三 (略)

、第四十四条(法第四十四条の三第二項において準用する場合を含四十四条の三第二項において準用する法第六十九条及び第七十四条2 法第九十二条第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第

## 及び第百三十九条の規定とする。

- 五第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。 国金融先物取引所参加者の次に掲げる行為に関する法第五十五条の 3 法第百四十五条第二項第二号に規定する政令で定める業務は、外 3
- する行為ら第七十七条まで、第百三十八条又は第百三十九条の規定に違反ら第七十七条まで、第百三十八条又は第百三十九条の規定に違反と、第四十四条、第四十七条、第四十八条第一項、第六十八条か

(削る)

- 十八条及び第百三十九条の規定とする。 第四十四条、第四十七条、第六十八条から第七十七条まで、第百三 第四十四条、第四十七条、第六十八条から第七十七条まで、第百三十八条及び第百三十九条の規定とする政令で定める規定は、法

十四条の三第二項において準用する場合を含む。)並びに第九十一む。)、第四十五条、第四十七条第一項、第九十一条の二(法第四

条の三の規定とする。十四条の三第二項において準用する場合を含む。)並びに第九十一十四条の三第二項において準用する場合を含む。)並びに第九十一

- 第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。金融先物取引所参加者の次に掲げる行為に関する法第五十五条の五法第九十二条第二項第二号に規定する政令で定める業務は、外国
- まで、第九十一条の二又は第九十一条の三の規定に違反する行為法第四十四条、第四十七条第一項、第六十八条から第七十四条
- ものに限る。)に違反する行為合を含む。)の規定により付された条件(外国市場取引(法第五十五条の四第一項第六号に規定する外国市場取引をいう。以下この条において同じ。)の公正を確保するための業務の制限に係るの条において順じ。)の以下に規定する外国市場取引(法第五十五条第二項において準用する場
- 。)、第六十八条から第七十四条まで、第九十一条の二及び第九十四十四条、第五十七条第一項(法第六十一条第二項において準用する場合を含むものとし、金融先物取引又は金融先物取引等の受託等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限るの公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限るという。)、第六十八条から第七十四条まで、第九十一条の二及び第九十四十四条。

する行為ら第七十七条まで、第百三十八条又は第百三十九条の規定に違反ら第七十七条まで、第百三十八条又は第百三十九条の規定に違反と、第四十四条、第四十七条、第四十八条第一項、第六十八条か

制限に違反する行為 出際の場合を関係している。 一 法第四十五条の規定による取引所金融先物取引又はその受託の

。)に違反し、又は背反する行為取引等又は金融先物取引の受託等の公正の確保に係るものに限る他の規則に定める取引の信義則(これらのうち、取引所金融先物二 当該金融先物取引業協会の定款その他の規則又は当該定款その

(法第百四十五条第二項(第五号を除く。)の規定に基づき委員会 第百四十四条第一項の規定による報告又は資料の提出を命ずる権限

条の三の規定とする。

5

まで、第九十一条の二又は第九十一条の三の規定に違反する行為法第四十四条、第四十七条第一項、第六十八条から第七十四条

違反し、又は背反する行為 は金融先物取引等の受託等の公正の確保に係るものに限る。)に 他の規則に定める取引の信義則(これらのうち、金融先物取引又 三 当該金融先物取引業協会の定款その他の規則又は当該定款その

(新設)

(委員会の権限の財務局長等への委任)

又は国内における代表者 融先物取引所等」という。 融先物取引業者又は金融先物取引業協会 項各号に掲げる権限は、 が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、 三十条 に委任する。 法第百四十五条第1 所在地又は住所を管轄する財務局長 ただし 金融先物取引所 (第三項において「主たる事務所等」とい 委員会が自らその権限を行うことを妨げ 二項の規定により委員会に委任された同 の本店、 主たる営業所若しくは事務所 (以下この条において 外国金融先物取引所、 (当該所在地又は住所 福岡財務支局 金 金

2 協会従属事務所 当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、 支局長のほ 玉 ご財務支局長)も行うことができる。 に関するものについては、 金融先物取引所従属事務所 前 項に規定する委員会の権限で金融先物取引所従属事務所等、 か 当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長 (以下この条において 同項に規定する財務局長又は福岡財務 金融先物取引業者従属事務所等又は 「従たる事務所等」という。 外 福 2

該主たる事務所等又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に 報告若しくは資料の徴収又は立入検査等の必要を認めたときは、当 は、当該金融先物取引所等の主たる事務所等又は当該従たる事務所 は、当該金融先物取引所等の主たる事務所等又は当該従たる事務所 は、当該金融先物取引所等の主たる事務所等以は当該従たる事務所

(委員会の権限の財務局長等への委任)

第十条 法第九十二条第二項の規定により委員会に委任された同項各 とする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。 とする。

支局長)も行うことができる。

支局長)も行うことができる。

支局長)も行うことができる。

支局長)
支局長)
支局長)
支局長)
支局長)
支局長)
大石地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長(当該所のほか、当該従たる営業所等に関定する財務局長又は福岡財務支局長のについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のにか、当該従たる営業所等に関

主たる営業所若しくは事務所又は当該従たる営業所等以外の従たる以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該おいて「検査等」という。)を行った財務局長又は福岡財務支局長おいて「検査等」という。)を行った財務局長又は福岡財務支局長おいて「検査等」という。)を行った財務局長又は福岡財務支局長おいて「検査等」という。)を行った財務局長又は福岡財務支局長おいて「検査等」という。)を行った財務局長又は福岡財務支局長おいて「検査等」という。)

3

	绺					10		9			8			7			6	4	
一法第二	第三十一条	① 犯 即	る営業	又は事	につい		の主た		事務所	先物販	•	を除く	金融先		他の労	物取引		• 5	対し、
第百四	•	則事件の範囲)	不所又は	務所を	いては、	先物版	たる事務	一項に担	又は当	引業者	一項に担	を除く。)をいう。	物取引	一項に担	業所又	所の主	一項に担	(略)	検査
十八条	第百七	範 囲 )	事務部	すした	国内に	対所の	所以外	第二項に規定する	7該金融	の主た	第二項に規定する	いう。	所の国	第二項に規定する	人は当該	上たる東	第二項に規定する		すを行ら
*第二 具	十条		の と み な	又は事務所を有しない場合は、	における	会員学	パの事務		先物版	たる営業		I	四内にお		金融生	物取引所の主たる事務所以外の			ノことが
スは第	規定す		なして前		金主たる	ず又は全	の主たる事務所以外の事務所をいう。	「協会従属事務所」	以引業者	未所若し	先物版		金融先物取引所の国内における事務所	金融生	九物取引	外の東	先物版		検査等を行うことができる。
法第百四十八条第三号又は第四号の罪する。	りる政会		各項の	国内にお	9営業所	<b>融</b> 先物	う。	務所」	を取引	しくは事	引業者			物取引	所の合	務所若	引所従		3°
罪	で定め		規定を	ける代表者	国内における主たる営業所又は事務所	取引業		とは、	をする	務所以	従属事		(国内に	所従属	他の営業所又は当該金融先物取引所の会員等をいう。	しくは	「金融先物取引所従属事務所等」		
	法第百七十条に規定する政令で定める罪は、		る営業所又は事務所とみなして前各項の規定を適用する。	$\mathcal{O}$		金融先物取引所の会員等又は金融先物取引業者のうち、		金融先	事務所又は当該金融先物取引業者と取引をする者をいう。	外の営	「金融先物取引業者従属事務所等」		おける	「外国金融先物取引所従属事務所」	いう。	本店以	所等」		
			る。	住所)	(国内に営業所			金融先物取引業協会	う。	先物取引業者の主たる営業所若しくは事務所以外の営業所若	とは		(国内における代表者の	台とは	·	事務所若しくは本店以外の支店その	とは、		
	次に掲げる			を主た	営業所	外国法人		業協会		しくは	· 金融		の住所	外 国		店その	金融先		
<ul><li>一 する。</li></ul>	第十一	χΠ	る労	又は	につ	6 &		(新設)			(新設)			(新設)			(新設)	4 • 5	営業
法第九	不	犯則事件の範囲)	産業所マ	又は事務所を有	11	金融先物取引		以			<u>N</u>			以			以	(略	営業所等に対し
十四条	法第百六	で 範 囲	へは事務		国内													FI)	対し、
第三号	条に担	Ш	別所とな	ない担	こにおけ	の会員													検査等
又し	^T.			- Arres	(/ I														4
は第	定する		かなして	しない場合は、	りる主た	具等又け													を行う
(は第四号の	定する政令で		いなして前各項		りる主たる営業	具等又は金融先													を行うことが
法第九十四条第三号又は第四号の罪。	定する政令で定める		いなして前各項の規定		りる主たる営業所又は	具等又は金融先物取引													を行うことができる
(は第四号の罪	六条に規定する政令で定める罪は、		いなして前各項の規定を適用		りる主たる営業所又は事務所	具等又は金融先物取引業者の													検査等を行うことができる。
(は第四号の罪			る営業所又は事務所とみなして前各項の規定を適用する。		りる主たる営業所又は事務所(国内	具等又は金融先物取引業者のうち、													を行うことができる。
(は第四号の罪	定する政令で定める罪は、次に掲げる罪と		<b>タンなして前各項の規定を適用する。</b>	<b>場合は、国内における代表者の住所)を主た</b>	ては、国内における主たる営業所又は事務所(国内に営業所	<b>所の会員等又は金融先物取引業者のうち、外国法人</b>													を行うことができる。

法第百五十一条第二号の罪 (取引所金融先物取引等又は金融先

物取引の受託等の公正を確保するために付された業務の制限に係

る条件に違反したときに限る。 法第百五十三条第五号又は第九号の罪

法第百五十五条第三号、 第六号又は第七号の罪

四

等の受託等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条 件に違反したときに限る。)

二 法第九十四条の三第四号の罪(金融先物取引又は金融先物取引

法第九十五条第五号又は第七号の罪

法第九十七条第三号から第五号までの罪

兀

○ 外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)

取引所金融先物取引 これに類似の指標を 金融指標 金融先物	第三条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号  (取引の非常停止)  6 (略)	「項第三号ロに掲げる取引(同項第二号に掲げる取引を除く。)に係第二条第四項第三号に掲げる取引は、同号に掲げる取引で同条第二第二条第四項第三号に掲げる取引を除く。)に係るものとする。	取引は、金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第2・3 (略) 第二条 (略) (定義)	改正案
に定めるところによる。 に定めるところによる。 はこれに類似の指標を	各号   第三条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号   (取引の非常停止)   6 (略)	四項第三号に規定する金融オプションの取引で同号口に掲げる取引取引   四項第三号に規定する金融オプションの取引で同号口に掲げる取引を除く。) に係るものとする。	条第 取引は、金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第二先物 4 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める取引所金融先物第二条 (略)	現行

# 取引所金融先物取引をいう。

- 頭金融先物取引をいう。 店頭金融先物取引 金融先物取引法第二条第四項に規定する店
- 兀 先物取引所をいう。 金融先物取引所 金融先物取引法第二条第六項に規定する金融
- 五. 物市場をいう。 金融先物市場 金融先物取引法第二条第三項に規定する金融先
- 外金融先物市場をいう。 海外金融先物市場 金融先物取引法第二条第三項に規定する海
- 七 る取引所金融先物取引等をいう。 取引所金融先物取引等 金融先物取引法第二条第一 二項に規定す
- 金融先物取引業者をいう。 金融先物取引業者 金融先物取引法第二条第十二項に規定する
- 九 引所金融先物取引をいう。 通貨に係る取引所金融先物取引 次に掲げる取引に該当する取
- 貨の売買取引に該当するもの 金融先物取引法第二条第二項 第一 号に掲げる取引のうち、 通
- 口 三号 取引のうち、 金融先物取引法第二条第二項第二号に掲げる取引又は同項第 金融先物取引法第二条第二項第三号 (ロに係る部分に限る。 通貨に係るもの (ロを除く。) に掲げる 通貨の金

に掲げる取引のうち

融指標に係るもの

## 物取引をいう。

- 三 頭金融先物取引をいう。 店頭金融先物取引 金融先物取引法第二条第五項に規定する店
- 匹 先物取引所をいう。 金融先物取引所 金融先物取引法第二条第七項に規定する金融
- 五. 金融先物市場 金融先物取引法第二条第八項に規定する金融先
- 六 物市場をいう。 海外金融先物市場
- 海外金融先物市場をいう。 金融先物取引法第二条第十一項に規定する
- 七 融先物取引等をいう。 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第十 一項に規定する金
- 八 金融先物取引業者をいう。 金融先物取引業者 金融先物取引法第二条第十三項に規定する
- 九 取引をいう。 通貨に係る金融先物取引 次に掲げる取引に該当する金融先物
- 貨の売買取引に該当するもの 金融先物取引法第二条第四項第一 号に掲げる取引のうち、 通
- 口 取引のうち、 金融先物取引法第二条第四項第三号 通貨に係るもの (ロを除く。) に掲げる
- 項第二号に掲げる取引を除く。 号に規定する金融オプションの取引で同号ロに掲げる取引 三号に掲げる取引 金融先物取引法第二条第四項第二号に掲げる取引又は同項第 (同号ロに掲げる取引に係るもののうち、 )に係るものに限る。 ) のうち

貨の売買取引に該当するものイー金融先物取引法第二条第四項第一号に掲げる取引のうち、通

貨に係るもの(ハに掲げる取引に該当するものを除く。)ロー金融先物取引法第二条第四項第三号に掲げる取引のうち、通

三号に掲げる取引のうち、通貨の金融指標に係るものハー・金融先物取引法第二条第四項第二号に掲げる取引又は同項第二

## 十一・十二 (略)

引に該当するものを除く。)をいう。

「「大三」対外支払手段等の売買取引に該当するものを除く。)又は金融先物市場及び海外金融先物市場以外で行う通貨には頭金融先物取引又は取引所金融先物取引等に該当するものを除 お外支払手段等の売買取引等 対外支払手段等の売買取引(

#### 十四(略)

にあつては第二号又は第三号に掲げる者に対する通知により、その定める取引にあつては告示により、第二号又は第三号に定める取引に対し当該各号に定める資本取引(法第二十条に規定する資本取引に対い当該各号に定める資本取引(法第二十条に規定する資本取引を)の必要があると認める場合において、次の各号に掲げる者が、財務大臣は、法第九条第一項の規定に基づき、通貨の安定を図る

## 通貨の金融指標に係るもの

金融先物取引をいう。
十 通貨に係る店頭金融先物取引 次に掲げる取引に該当する店頭

定する差金の授受を目的とする行為のうち、通貨に係るものイ 店頭金融先物取引であつて金融先物取引法第二条第五項に規

口 引を除く。 引で同条第四項第三号ロに掲げる取引 号に掲げる取引又は同項第一 金融指標に係るもの 店頭金融先物取引であつて金融先物取引法第1 に係るも 0 に限る。 一号に掲げる取引 と類似の取引のうち (同項第 (同号に掲げる取 一条第五項第 一号に掲げる取 通貨

## 十一・十二 (略)

ものを除く。)をいう。

中三 対外支払手段等の売買取引に該当する

歴先物取引と類似の取引(対外支払手段等の売買取引に該当する

と 文は金融先物取引又は金融先物取引等に該当するものを除く。)

中三 対外支払手段等の売買取引等 対外支払手段等の売買取引(

#### 十四 (略)

2

にあつては第二号又は第三号に掲げる者に対する通知により、その定める取引にあつては告示により、第二号又は第三号に定める取引に対し当該各号に定める資本取引(法第二十条に規定する資本取引に対し当該各号に定める資本取引(法第二十条に規定する資本取引財務大臣は、法第九条第一項の規定に基づき、通貨の安定を図る財務大臣は、法第九条第一項の規定に基づき、通貨の安定を図る

令で定める適切な方法により、することができるものとする。の範囲の指定は、財務省及び日本銀行における掲示その他の財務省を達成することが困難になると財務大臣が認めるときは、当該取引を達成することが困難になると財務大臣が認めるときは、当該取引の範囲の指定を告示により行うこととした場合には法の目的

#### (略

二金融先物取引所の会員等次に掲げる資本取引

融先物取引のうち、前項第九号イ又はロに掲げる取引に該当する取引所金のうち、前項第九号イ又はロに掲げる取引に該当する取引所金イが外支払手段等の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引

# うち、金融先物取引所の開設する金融先物市場において行うも下この項において同じ。) に基づく債権の発生等に係る取引のロ 金融指標等先物契約(通貨の金融指標に係るものに限る。以

#### ハ (略)

三 (略)

3~5 (略

(銀行等の確認義務の対象となる取引等)

次に掲げる取引又は行為(財務大臣又は経済産業大臣が告示により第七条 法第十七条第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、

指定したものを除く。)とする

令で定める適切な方法により、することができるものとする。の範囲の指定は、財務省及び日本銀行における掲示その他の財務省を達成することが困難になると財務大臣が認めるときは、当該取引を達成する音にがあり間号に定める取引にあつては、その停止を命ず得止を命ずる取引の範囲を指定してするものとする。ただし、第一

#### (略)

同上

取引のうち、前項第九号イ又はロに掲げる取引に該当する金融先物のうち、前項第九号イ又はロに掲げる取引に該当する金融先物のうち、前項第九号インはロに掲げる取引に対している。

うち金融先物市場において行うもの下この項において同じ。)に基づく債権の発生等に係る取引の口 金融指標等先物契約(通貨の金融指標に係るものに限る。以

#### ハ (略)

三 (略)

3~5 (略

為は、次に掲げる取引又は行為(財務大臣又は経済産業大臣が告示第七条 法第十七条第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行(銀行等の確認義務の対象となる取引等)

により指定したものを除く。)とする。

 $\bigcirc$ 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令(平成十四年政令第二百六十一号)

2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
二十一~二十九 (略)	二十一~二十九 (略)
けること	
委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受	託等を行うことを内容とする契約の締結
二十 金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等の	二十 金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引の受
一~十九 (略)	一~十九 (略)
取引を除く。	取引を除く。
二十七号までに掲げる取引にあっては、本人確認済みの顧客等との	二十七号までに掲げる取引にあっては、本人確認済みの顧客等との
て主務省令で定めるものを除く。)とする。ただし、第一号から第	て主務省令で定めるものを除く。)とする。ただし、第一号から第
薬物犯罪収益等の隠匿及び収受に利用されるおそれがない取引とし	薬物犯罪収益等の隠匿及び収受に利用されるおそれがない取引とし
第二条第四項に規定する犯罪収益等若しくは同条第七項に規定する	第二条第四項に規定する犯罪収益等若しくは同条第七項に規定する
び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)	び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)
迫目的の犯罪行為のための資金の提供等又は組織的な犯罪の処罰及	迫目的の犯罪行為のための資金の提供等又は組織的な犯罪の処罰及
する法律(平成十四年法律第六十七号)第一条に規定する公衆等脅	する法律(平成十四年法律第六十七号)第一条に規定する公衆等脅
取引(公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関	取引(公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関
第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる	第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる
(預貯金契約の締結等の取引)	(預貯金契約の締結等の取引)
現	改正案

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)

三十五~四十六 (略) 八条第四号に規定する罪	三十四(金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第百四十一〜三十三)(略)	げるとおりとする。 第五条の五 法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲(政令で定める罪)	改正案
三十五~四十六 (略)条第四号に規定する罪	三十四(金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第九十四一~三十三)(略)	げるとおりとする。 第五条の五 法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲(政令で定める罪)	現行

○ 厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)

る。 物市場において行むれる当該取引所金融先物取引と類似の取引とす	る。 物市場において行われる当該取引所金融先物取引と類似の取引とする取引に係るものに限る。)及び同条第三項に規定する海外金融先る取引に係るものに限る。)及び同条第三項に規定する海外金融先物取引(同項第一号に掲げ令で定める取引は、金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号	第三十九条の十一 法第百三十六条の三第一項第五号ニに規定する政(先物外国為替の取引から除かれる取引)	改 正 案
取引とする。外金融先物市場に		第三十九条の十一 法第百三十六条の三第一項第五号ニに規定する政(先物外国為替の取引から除かれる取引)	現行

(以下「不動産特定共同事業者」という。)、貸金業の規制等に関 (以下「不動産特	年法律第七十七号)第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者   年法律第七十七号)	「商品投資販売業者」という。)、不動産特定共同事業法(平成六   「商品投資販売業	十六号)第二条第五項に規定する商品投資販売業者(次条において   十六号)第二条第五	。)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六   。)、商品投資に	項に規定する抵当証券業者(次条において「抵当証券業者」という  項に規定する抵当証券業者	の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第百十四号)第二条第二 の規制等に関する	いて「信託受益権販売業者」という。)、無尽会社、抵当証券業 おいて「信託受験	五十四号)第二条第十一項に規定する信託受益権販売業者(次条に 五十四号)第二条	水産業協同組合連合会、信託会社、信託業法(平成十六年法律第百 水産業協同組合連	第百九十八号)第二条第十八項に規定する投資信託委託業者、共済   第百九十八号)第	金融会社、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律 金融会社、投資信	(昭和二十三年法律第二十五号) 第二条第三十二項に規定する証券   (昭和二十三年注	年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社、証券取引法 年法律第五号)第	国保険会社等、証券会社、外国証券業者に関する法律(昭和四十六   国保険会社等、証	保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第七項に規定する外 社、保険業法(平	法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会 2 法第五十四条第一	(略) 第一条 (略)	(金融機関等の範囲) (金融機関等の範	改 正 案
(以下「不動産特定共同事業者」という。) 、貸金業の規制等に関	)第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者	「商品投資販売業者」という。)、不動産特定共同事業法(平成六	五項に規定する商品投資販売業者(次条において	。)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六	証券業者(次条において「抵当証券業者」という	の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第百十四号)第二条第二	おいて「信託受益権販売業者」という。)、無尽会社、抵当証券業	十四号)第二条第十一項に規定する信託受益権販売業者(次条に	水産業協同組合連合会、信託会社、信託業法(平成十六年法律第百	第百九十八号)第二条第十八項に規定する投資信託委託業者、共済	託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律	(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三十二項に規定する証券	第二条第二号に規定する外国証券会社、証券取引法	券会社、外国証券業者に関する法律(昭和四十六	(平成七年法律第百五号) 第二条第七項に規定する外	一項に規定するその他政令で定める者は、保険会		囲)	現 行

う。 年法律第七十五号) 及び振替に関する法律 次条において「商品取引員」という。)、 いう。) 第二条第二項に規定する貸金業者 おいて両替業務を行う者」という。)とする。 十四年法律第二百二十八号。 八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。)、同法 に規定する保管振替機関、 十三年法律第七十七号)第二条第十二項に規定する金融先物取引業 五年法律第二百三十九号)第二条第十八項に規定する商品取引員 条において「住宅金融会社」という。)、 百八十一号) 一十二条の三に規定する両替業務を行う者(次条において「本邦に て「参加者」という。 一条第四項に規定する口座管理機関 (次条において「金融先物取引業者」という。) 、株券等の保管 という。 貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令第 昭 第一条第三号に掲げる者、 和五十八年法律第三十二号。 及び本邦において外国為替及び外国貿易法 第二条第二項に規定する振替機関 (昭和五十九年法律第三十号) 第二条第二項 同条第三項に規定する参加者 次条において「外為法」という。)第 社債等の振替に関する法律 (次条において「口座管理機 同条第四号に掲げる者 金融先物取引法 商品取引所法 以下「貸金業規制法」 (以下「貸金業者」とい (同法第四十 (次条にお (昭和二十 (平成十三 (昭和六 (昭和二 次 \_ と

者

第 う。 )、 する法律 関」という。 年法律第七十五号) いて「参加者」という。 次条において「商品取引員」という。)、 いう。) 第二条第二項に規定する貸金業者 十四年法律第二百二十八号。 八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。 に規定する保管振替機関、 及び振替に関する法律 十三年法律第七十七号)第二条第十三項に規定する金融先物取引業 五年法律第二百三十九号) 条において「住宅金融会社」という。)、 百八十一号)第一条第三号に掲げる者、 おいて両替業務を行う者」という。)とする。 一十二条の三に規定する両替業務を行う者(次条において「本邦に (次条において「金融先物取引業者」という。) 、株券等の保管 一条第四項に規定する口座管理機関 貸金業の規制等に関する法律施行令 (昭和五十八年法律第三十二号。 )及び本邦において外国為替及び外国貿易法 第二条第二項に規定する振替機関 (昭和五十九年法律第三十号) 第二条第十八項に規定する商品取引員 同条第三項に規定する参加者 次条において「外為法」という。) 社債等の振替に関する法律 (次条において「口座管理機 同条第四号に掲げる者 金融先物取引法 以 下 商品取引所法 (以下「貸金業者」とい (昭和五十八年政令第 「貸金業規制法」 第二条第二項 (同法第四 (昭和) (次条にお (平成十) (昭 昭 同法 和六 和 لح

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)

次に掲げるものとする。	(特定資産の範囲) (特定可能) (特定可能) (特定可能) (特定可能) (特定可能) (特定可能) (特定可能) (特定可能) (特定) (特定) (特定) (特定) (特定) (特定) (特定) (特定	改 正 案
する。 条第一項第一号に規定する政令で定める取引は、 項第一号に規定する政令で定める取引)	) 一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げる 一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げる 一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げる 十一項に規定する金融先物取引等をいう。以下同 大数値と将来の一定の時期における現実の当該指 た数値と将来の一定の時期における現実の当該指 を対であって、内閣府令で定めるもの(金融先物 取引であって、内閣府令で定めるもの(金融先物 取引であって、内閣府令で定めるもの(金融先物 以下「金融デリバティブ取引」という。)に係る ら第七号までに掲げるものに該当するものを除く	現 行

#### **一**~四 (略)

#### ハ〜八 (略)

## (特定の有価証券等)

次に掲げるものとする。第十九条 法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産は、

### 一~六 (略)

第三号に規定する権利る金融オプションをいう。次号において同じ。)及び同条第四項七、金融オプション(金融先物取引法第二条第二項第三号に規定す

において行われる取引所金融先物取引(同条第二項に規定する取先物取引法第二条第三項に規定する海外金融先物市場をいう。)八金融オプションと類似の権利であって海外金融先物市場(金融

## 九~十一 (略)

引所金融先物取引をいう。

)と類似の取引に係るもの

、次に掲げるものとする。2 法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める指数又は数値は

#### · | (略)

三 金融指標(金融先物取引法第二条第九項に規定する金融指標を

## 一~四 (略)

Ŧī.

財産に係る金融先物取引等の取次ぎを行うこと先物取引業をいう。以下同じ。)を営む場合において、投資信託金融先物取引業(金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融投資信託委託業者が、法第三十四条の十第三項の認可を受けて

### 六~八 (略)

# (法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産等)

次に掲げるものとする。第十九条 法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産は

七(金融オプション(金融先物取引法第二条第四項第三号に規定一〜六)(略)

る金融オプションをいう。次号において同じ。)

)において行われる金融先物取引と類似の取引に係るもの先物取引法第二条第十一項に規定する海外金融先物市場をいう。八 金融オプションと類似の権利であって海外金融先物市場(金融

## 九~十一 (略)

、次に掲げるものとする。
2 法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める指数又は数値は

#### 一・二 (略)

三 金融指標(金融先物取引法第二条第三項に規定する金融指標を

第三十条 3 2 第二十一条 法第十五条第二項第三号ニ、第三十四条の三第二項第三 九 • 十 準用する場合を含む。)に規定する政令で定める取引は、次に掲げ る取引とする。 号二及び第四十九条の九第二項第三号に規定する政令で定める者は 兀 一~六 \_ { 七 (利害関係人等である者) (利益相反のおそれがある場合の書面交付を要する者等) いう。こ 次に掲げる者とする。 法第二十八条第一項第一号(法第四十九条の十一第一項において 頭金融先物取引をいう。 金融先物取引業者をいう。) (略) 金融先物取引業者(金融先物取引法第二条第十二項に規定する 店頭金融先物取引 (略) (略) (略) (略) (略 (略 (金融先物取引法第二条第四項に規定する店 )及び金融デリバティブ取引 3 第二十一条 法第十五条第二項第三号ニ、第三十四条の三第二項第三 2 第三十条 九 • 十 等) 号二及び第四十九条の九第二項第三号に規定する政令で定める者は る取引とする。 準用する場合を含む。)に規定する政令で定める取引は、 八 七 金融先物取引業者 (金融先物取引法第二条第十三項に規定する 一~六 (略) 兀 一 ~ 七 (法第) いう。) 法第二十八条第一項第一号(法第四十九条の十一第一項において (法第十五条第二項第三号ニ等に規定する政令で定める者) 次に掲げる者とする。 金融先物取引業者をいう。) (略) 金融デリバティブ取引 (略) (略) (略) 一十八条第 (略) 略 一項本文及びただし書に規定する政令で定める者 次に掲げ

一~四 (略)	げるものとする。	第九十六条 法第百九十五条に規定する政令で定める行為は、次に掲	る行為)	(登録投資法人の投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められ	五~八 (略)	財産に係る金融先物取引の取次ぎを行うこと。	四 信託会社等が、金融先物取引業を営む場合において、投資信託	一~三 (略)	取引は、次に掲げるものとする。	第四十四条 法第四十九条の九第一項第一号に規定する政令で定める	(受益者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる取引)	2 · 3 (略)	九 (略)	八金融先物取引	一~七 (略)	取引は、次に掲げる取引とする。	第三十五条 法第三十四条の六第一項第一号に規定する政令で定める	(投資法人に対する書面の交付をしなければならない取引等)	4 (略)
一~四 (略)	げるものとする。	第九十六条 法第百九十五条に規定する政令で定める行為は、次に掲		(法第百九十五条に規定する政令で定める行為)	五~八 (略)	財産に係る金融先物取引等の取次ぎを行うこと。	四 信託会社等が、金融先物取引業を営む場合において、投資信託	一~三 (略)	取引は、次に掲げるものとする。	第四十四条 法第四十九条の九第一項第一号に規定する政令で定める	(法第四十九条の九第一項第一号に規定する政令で定める取引)	2・3 (略)	九 (略)	八金融先物取引等	一~七 (略)	取引は、次に掲げる取引とする。	第三十五条 法第三十四条の六第一項第一号に規定する政令で定める	(法第三十四条の六第一項第一号に規定する政令で定める取引等)	4 (略)

五. 投資信託委託業者に、金融先物取引の委託を行うこと。

六~九 (略)

法第三十四条の十第三項の認可を受けて金融先物取引業を営む 五.

六~九 (略)

投資信託委託業者に、金融先物取引等の委託を行うこと。 法第三十四条の十第三項の認可を受けて金融先物取引業を営む

○ 年金資金運用基金法施行令(平成十三年政令第十九号)

取引所金融先物取引と類似の取引とする。	及び同条第三項に規定する海外金融先物市場において行われる当該引所金融先物取引(同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。)	取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第二項に規定する取第六条 法第二十八条第一項第七号の政令で定める取引は、金融先物	(先物外国為替の取引から除かれる取引)	改正案
われる当該取引所金融先物取引と類似の取引とする。	限る。)及び同条第十一項に規定する海外金融先物市場において行取引所金融先物取引(同条第四項第一号に掲げる取引に係るものに	取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第十一項に規定する第六条 法第二十八条第一項第七号の政令で定める取引は、金融先物	(先物外国為替の取引から除かれる取引)	現

○ 確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号)

2~7 (略)	2~7 (略)
5	5
<b>新</b> 在地	<b>听在地</b>
十三項に規定する金融先物取引業者 主たる営業所又は事務所の	十二項に規定する金融先物取引業者 主たる営業所又は事務所の
十五 金融先物取引法(昭和六十三年法律第第七十七号)第二条第	十五 金融先物取引法(昭和六十三年法律第第七十七号)第二条第
一~十四 (略)	一~十四 (略)
場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。	場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。
財務局長(当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある	財務局長(当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある
は、これらの者に係る当該各号に定める所在地又は住所を管轄する	は、これらの者に係る当該各号に定める所在地又は住所を管轄する
各号に掲げる者に係る法第八十八条第一項の規定による登録の権限	各号に掲げる者に係る法第八十八条第一項の規定による登録の権限
た権限(以下この条において「長官権限」という。)のうち、次の	た権限(以下この条において「長官権限」という。)のうち、次の
第五十八条 法第百十四条第五項の規定により金融庁長官に委任され	第五十八条 法第百十四条第五項の規定により金融庁長官に委任され
(金融庁長官の権限の委任)	(金融庁長官の権限の委任)
現	改正案

○ 日本郵政公社法施行令(平成十四年政令第三百八十四号)

所金融先物取引と類似の取引とする。	る。)及び司条第二引所金融先物取引	引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第二項に規定する取引   引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二第二十五条   法第四十一条第八号の政令で定める取引は、金融先物取   第二十五条   法第四十一条第八号の政令で定		改 正 案
物取引と類似の取引とする。	-一項こ規定する毎外金融先物市場こおハて行わ(同条第四項第一号に掲げる取引に係るものに限	律第七十七号)第二条第十一項に規定する取条第八号の政令で定める取引は、金融先物取		

○ 年金積立金管理運用独立行政法人法施行令(平成十六年政令第三百六十六号)

取引所金融先物取引と類似の取引とする。	及び同条第三項に規定する海外金融先物市場において行われる当該	引所金融先物取引(同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。)	取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第二項に規定する取	第六条 法第二十一条第一項第七号の政令で定める取引は、金融先物	(先物外国為替の取引から除かれる取引)	改正案
われる当該取引所金融先物取引と類似の取引とする。	限る。)及び同条第十一項に規定する海外金融先物市場において行	取引所金融先物取引(同条第四項第一号に掲げる取引に係るものに	取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第十一項に規定する	第六条 法第二十一条第一項第七号の政令で定める取引は、金融先物	(先物外国為替の取引から除かれる取引)	現行

○ 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)

改正案	現行
(総務企画局の所掌事務)	(総務企画局の所掌事務)
第二条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。	第二条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。
一~三十五 (略)	一~三十五 (略)
三十六 金融先物債務引受業を行う者の監督に関すること。	三十六 金融先物債務引受業を営む者の監督に関すること。
三十七~四十七 (略)	三十七~四十七 (略)
2 (略)	2 (略)
(検査局の所掌事務)	(検査局の所掌事務)
第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に	第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に
掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するもの	掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するもの
を除く。	を除く。
一 (略)	一 (略)
二 証券取引法第五十九条第一項から第三項まで、第六十五条の二	二 証券取引法第五十九条第一項から第三項まで、第六十五条の二
第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第百三条の三、	第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第百三条の三、
第百六条の六、第六条の十六、第百六条の二十、第六条の二十七	第百六条の六、第六条の十六、第百六条の二十、第六条の二十七
、第百五十一条、第百五十五条の九、第百五十六条の十五及び第	、第百五十一条、第百五十五条の九、第百五十六条の十五及び第
百五十六条の三十四、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年	百五十六条の三十四、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年
法律第五号)第三十一条、投資信託及び投資法人に関する法律(	法律第五号)第三十一条、投資信託及び投資法人に関する法律(
昭和二十六年法律第百九十八号)第三十九条第一項及び第二項、	昭和二十六年法律第百九十八号)第三十九条第一項及び第二項、

すること。 第八条第一項及び第九十条の十七第一項の規定に基づく検査に関 の不正な利用の防止に関する法律 条の十第一項、 第七十四号) 価証券に係る投資顧問業の規制に関する法律 第五十五条第一項並びに第二百十三条第一項から第四項まで、 三十第一項、第三十四条の三十九第一項、 項、 項並びに金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等 金融先物取引法第三十四条の二十の三第一項、第三十四条の 第三十四条の四十八第 第三十六条第 第八十五条第 一項及び第二項並びに第四十六条第 一項及び第二 項、 (平成十四年法律第三十二号) 第五十二条第 一項並びに第百十三条第 第三十四条の四十二第 (昭和六十一年法律 一項、 第五十五 有

二 (略)

(監督局の所掌事務)

第四条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる

次に掲げる者の監督に関すること。

イ〜ソ (略)

金融先物取引業を行う者及び金融先物取引業協会

不~ク (略)

二~十三 (略

2

(略)

(市場課の所掌事務)

三 (略)

第九十条の十七第一項の規定に基づく検査に関すること。

関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防

(平成十四年法律第三十二号) 第八条第

項及び

条の十第一項、

第七十七条第

項、

第三十四条の四十八第

項項、

第五十二条第一項、

第五十五

第三十四条の四十二第

第三十四条の

第九十条第一項並びに金融機

三十第一項、第三十四条の三十九第一項、

金融先物取引法第三十四条の二十の三第一項、

止に関する法律

第七十四号)

第三十六条第

一項及び第二項並びに第四十六条第

(昭和六十一年法律

有

価証券に係る投資顧問業の規制に関する法律

第五十五条第一項並びに第二百十三条第一項から第四項まで、

(監督局の所掌事務)

第四条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

次に掲げる者の監督に関すること。

イ〜ソ (略)

ツ金融先物取引業を営む者及び金融先物取引業協会

ネ~ク (略)

二~十三 (略

2

(略)

(市場課の所掌事務)

第十二条 市場課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一~十一 (略)

十二 金融先物債務引受業を行う者の監督に関すること。

十三~二十三(略)

2 (略)

(銀行第一課の所掌事務)

第二十条 銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

第一項第一号イに掲げる者を、ハにあっては同号ハに掲げる者を

次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあっては次条

除くものとする。

(略)

(削る)

(略)

する事務については検査局の所掌に属するものを除くものとする。2 前項の場合において、同項第一号イからハに掲げる者の監督に関

第十二条 市場課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一~十一 (略)

十二 金融先物債務引受業を営む者の監督に関すること。

十三~二十三 (略)

2 (略)

(銀行第一課の所掌事務)

第二十条 銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

第一項第一号イに掲げる者を、ハにあっては同号ハに掲げる者を次に掲げる者の監督に関すること。ただし、イにあっては次条

除くものとする。

イ〜ハ (略)

二 金融先物取引業を営む者及び金融先物取引業協会

二 (略)

者の監督に関する事務については検査局及び証券取引等監視委員会する事務については検査局の所掌に属するものを、同号ニに掲げる2 前項の場合において、同項第一号イからハに掲げる者の監督に関

(証券課の所掌事務)

の所掌に属するものを除くものとする。

第二十三条 証券課は、次に掲げる事務をつかさどる。

第

十三条

証券課は、

次に掲げる事務をつかさどる。

次に掲げる者の監督に関すること。

(証券課の所掌事務)

次に掲げる者の監督に関すること。

イ~へ (略)

# ト 金融先物取引業を行う者及び金融先物取引業協会

#### 二~四 (略)

2 前項の場合において、同項第一号イ及びトに掲げる者の監督に関 を員会の所掌に属するものを、同項第一号ホに掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第一号ホに掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第一号ホに掲げる事務については検査局及び証券取引等 を員会の所掌に属するものを、同項第一号ホに掲げる者の監督に関 2 前項の場合において、同項第一号イ及びトに掲げる者の監督に関 2

## 総務検査課の所掌事務)

第

一十七条 総務検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。一十七条 総務検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。一十七条 総務検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

#### (新設)

## 一~四 (略)

## (総務検査課の所掌事務)

第 一十七条 。)を行うこと。 等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止 四十二条第二項、金融先物取引法第九十二条第二項及び金融機関 券取引法第百九十四条の六第二 用の防止に関する法律に基づく報告又は資料の徴取及び検査 に関する法律第十三条第四項の規定により委任されたものに限る 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利 証券取引法、 総務検査課は、 外国証券業者に関する法律、 次に掲げる事務をつかさどる。 項、 外国証券業者に関する法律第 金融先物取引法及び (証

### 二~五(略

二 5 五

る。)を行うこと。